

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター  
**岐阜県ヘルスケア産業新ビジネス開拓支援事業**  
**令和3年度「販路開拓支援助成金」募集のご案内**

**助成事業の概要**

1. 対象者 以下の要件をすべて満たすことが必要となります。
- ア. 県内中小企業者（※）、ヘルスケア産業分野で県内中小企業等を牽引する役割を担う県内企業、その他センター理事長が適当と認める者
  - イ. 岐阜県ヘルスケア産業推進ネットワークに登録済み 又は登録を前提としている者
- （※）県内中小企業者 中小企業基本法第2条第1項各号に該当する会社及び個人事業主のうち、県内に本社又は事業所を有し、医療福祉機器(用具)等の販路開拓に積極的に取り組む者

2. 対象事業

助成対象事業	令和3年度内に実施される医療福祉関係の国内の展示商談会及び学会等併催展示会のうち、医療福祉機器(用具)等の出展により販路拡大が期待でき、交付決定日から令和4年2月末までに開催されるもの。(オンラインによる展示会を含む。)とする。
助成対象経費	別表2のとおり
助成率	助成対象経費の2/3以内
助成限度額	<上限> 400千円 <下限> なし

別表2 助成対象経費

項目	内 訳
出展料	展示会の小間料、オンライン展示会出展料、小間工事費、レンタル料（※当該展示会等の期間中に会場にて使用するものに限る。）
役員費	展示物の輸送料（保険料含む。）
印刷製本費	チラシ・ポスター等の印刷費
委託費	展示会出展にかかる業務の一部（小間装飾など）を委託する経費（設備や機器、備品等の購入を除く。） PR媒体の制作委託にかかる経費
その他	理事長が特別に必要と認める経費

(注) 助成対象経費は、交付決定日以降で助成対象期間内に発生した上表に掲げる経費とする。  
 但し「事前着手理由書」の提出があり、理事長が「事業の性格上又はやむを得ない理由がある。」と判断した場合はこの限りではない。

3. 募集期間 **令和3年8月24日(火) ～ 令和3年9月13日(月)** ※当日17時までに書類必着
- ・ 応募件数(金額)が一定件数(金額)に満たないときは、再度募集を受け付ける場合があります。

4. 応募方法

以下の公益財団法人岐阜県産業経済振興センターのホームページから申請書類をダウンロードしていただき、必要書類を添えて、持参または郵送により、助成金交付申請書を1部、下記提出先へ提出してください。

※ 郵送の場合は書留又は簡易書留で提出願います。

※ 提出いただいた書類は返却できません。

【申請書ダウンロード：岐阜県産業経済振興センターホームページ内の以下のページから】

<https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2021082402/index.asp>

## 5. その他

- 事業期間は、交付決定日（9月下旬の予定）から助成事業の完了日又は令和4年2月28日（月）までのいずれか早い日までです。
- 事業実施後（審査受審後）に「実績報告書」を提出いただき、これが適正と認められた場合に助成金をお支払いします。
- 予算額に限りがあるため、交付決定金額が申請金額を下回る場合がありますのでご了承ください。
- その他、事業実施にあたっては、当センターの指示に従う必要があります。

## 主な助成条件

主な助成の条件は以下のとおりです。

詳細は、当センターホームページ内以下のページを ご確認ください。

<https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2021082402/index.asp>

- ① 当該助成金の申請は、1企業、1申請に限ります。
- ② 助成事業・対象者の条件
  - ・中小企業基本法第2条第1項各号に該当する会社及び個人事業主のうち、県内に本社又は事業所を有する者が、医療福祉機器(用具)等の販路開拓に積極的に取り組むこと。
  - ・ヘルスケア産業分野で県内中小企業等を牽引する役割を担う県内に本社又は事業所を有する者が、国内展示商談会へ出展を行うこと。
  - ・国、県、並びに県の関係団体等から助成金を受ける事業は対象になりません。
  - ・岐阜県が定める「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」第3条に規定する暴排措置の対象となる個人又は法人等は、対象になりません。
  - ・国税、県税、市町村税が未納の者は対象になりません。
- ③ 対象経費・対象外経費、助成対象期間
  - ・対象経費の詳細については、上記ホームページ掲載の「運用要領」「Q&A集」を参照願います。
  - ・助成対象期間は、交付決定の日(9月下旬の予定)から助成事業の完了日または令和4年2月28日です。
- ④ 助成の対象とならない経費
  - ・振込手数料、各種添付書類の発行手数料及び消費税(地方消費税を含む。)、助成対象経費と他の経費との区分ができないもの、証拠書類が整わないもの、その他センターが不相当と判断したものは助成対象経費となりません。
- ⑤ 事業着手時期
  - ・着手時期は、原則として交付決定のあった日以降です。  
ただし、「事前着手理由書」の提出があり、理事長が「事業の性格上又はやむを得ない理由がある。」と判断した場合はこの限りではありません。
- ⑥ 実績報告
  - ・助成事業が完了した場合は、関係する書類を添付した実績報告書を、事業完了後15日を経過した日、又は、令和4年2月28日のいずれか早い日までに提出していただきます。
- ⑦ 助成金の支払い
  - ・事業実施後(審査受審後)に「実績報告書」を提出いただき、これが適正と認められた場合に助成金をお支払いします。
- ⑧ 事業状況等の報告
  - ・助成事業の終了の翌年度から1年間について、事業化状況等報告書を提出していただきます。

### 【お問い合わせ先・申請書提出先】

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 技術振興部 技術支援課  
〒509-0109 岐阜県各務原市テクノプラザ1丁目1番地  
電子メールアドレス： [ikou@gpc-gifu.or.jp](mailto:ikou@gpc-gifu.or.jp)

※当助成金に関するお問い合わせは、原則、上記アドレスへの電子メールでのみ受け付け、電子メールで回答させていただきます。回答の返信までに、お時間をいただくことがありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。